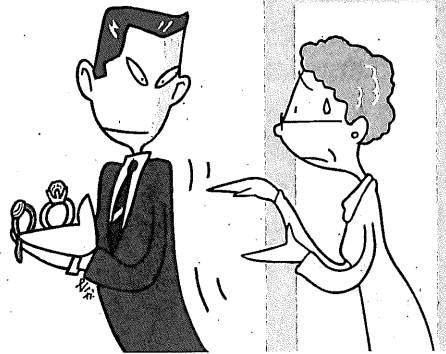


押し買い 法律で規制

生活 パイロット

突然自宅を訪れた知らない業者に、「知らないものがあれば買います」と言われ、貴金属を売ってしまつた。後日、買い取り価格が相場よりかなり安いと分かり解約を申し出たところ、既に転売してしまつたと断られるトラブルが全国で発生しています。このようなトラブルを防止す

るため、訪問販売などの商取引について、事業者の行為規制と消費者利益の保護を定めた「特定商取引に関する法律(特定商取引法)」の一部が改正されました。改正特定商取引法(改正特商法)では、「押し買い」が「訪問購入」として新たな取引形態に加えられ、2月21日から施行されました。今回の法改正では大きな特徴が二つあります。一つは訪問販売などと同



購入」として新たな取引形態に加えられ、2月21日から施行されました。今回の法改正では大きな特徴が二つあります。一つは訪問販売などと同

クーリングオフを適用

様に「クーリングオフ」ができるようになったこと。もう一つは「不招請勧誘」が禁止されたことです。

頭の事例のように、「クーリングオフしようとしたけど物がない」というようなことを防げます。

の規制対象となりま
す。ただし、次に挙げ
る物品は対象外とされ
ています。①自動車(二
輪のものを除く)②大
型家電③家具④書籍⑤
有価証券⑥CD・DV
D類

▼クーリングオフ：
自宅などで買い取り業者と売買契約を締結した際、業者は販売者である消費者に契約書を交付しなければなりません。消費者は、契約書を受け取った日から8日間は無条件で契約を解除することができます。また、消費者は契約後もクーリングオフの期間中は、物品を業者に引き渡さず手元に置いておくことが出来ます。これにより買

▼不招請勧誘の禁止
不招請勧誘とは、消費者から買い取りに来てほしいという要請を
受ける前に業者が消費者宅を訪問し、買い取りの勧誘をすることです。これにより買い取り業者が消費者の承諾なしに突然自宅を訪問することはできなくな

▼規制の対象となるもの：原則として「訪問購入」によって取引される全ての物品が法

▼疑問に思ったりト
ラブルが生じた場合は、できるだけ早く、住まいの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

(県消費生活・男女
共同参画プラザ)アイ
ネス、☎097・53
4・0999消費生
活相談電話)